

日蓮聖人の釈尊觀

(二)

— 親徳を中心として —

高 橋 俊 隆

仏と衆生の関係を父子の譬喻をもつて説明しているのは法華經の特徴である。釈尊は一切衆生の親父であると自己表現をし、仏弟子もまた仏子であることを自覚されている。

聖人は譬喩品の「其中衆生悉是吾子」および寿量品の「我亦為世父・為治狂子故」の文に釈尊は我等の慈父であると認識され、末世衆生に於ても釈尊の御子であることは変りないとみられたのである。この親徳の表明は釈尊との下種・結縁に認められたものではなかろうか。そして、親徳を啓示された根拠は久遠実成実修実証における久遠下種にあるのではないかということを課題とし、その論拠を『法華取要抄』に此土我等衆生五百塵劫已來教主釈尊愛子也。依不

孝失于レ今雖レ不ニ覺知ニ不可レ似ニ他方衆生、有縁仏与ニ結縁衆生ニ譬知ニ天月浮ニ清水。 (八一二頁(1))
と述べられた叙述を中心に少しく考察してみたい。

「久遠下種」の表記は『守護國家論』(一一二頁)を始めとして処々に散見できる。主師親の三徳具足觀は釈尊と我等の関係を実感的に表現されたものである。特に「親父」に視点をあてれば、『法門可申抄』に

三徳備たる親父の仰を用ざる人、天地の中に住べき者にはあらず (四四五頁)
と、三徳具備を親父に代表して述べている。また、親徳に於ても「父種」(五七八頁)に優位を置くもので、妙

樂が『釈籤』に於て「不下以三余教為種」⁽²⁾とて純門の法華經のみに仏種を認めたことに関連している。聖人は『觀心本尊抄』に「一念三千、仏種」(七一一頁)を提起されているが、その前提に無量義經と普賢經の文を引き、仏父經母の譬によせて權教を「民種」と規定し、これに対し法華經を「王種」と規定して國王を父とする父種の相続を重視されている⁽³⁾。國王とは仏である。つまり、王種・父種・仏種は同一概念であり、この種を正統に相続するところに王子・仏子の資格が得られるのである。一般的表現をすれば父子の血脉(種姓)的關係が看取でき、そして、法華經が父子關係をもつて仏と衆生とを譬えるのは法華經に仏種が存することにほかならぬからである。

また、法華經は過去仏に言及することと、仏・菩薩の過去世の本縁・本事を説くことが多い。序品・化城品・寿量品・不輕品には釈尊の過去世における教化活動が説かれている。寿量品には灯明仏・大通仏を垂迹示現における迹仏であると発迹顯本し、大日・弥陀等の一切の諸仏を釈尊の分身・眷属として能統一している。これは釈尊の過去の常住性に基づくもので「本門久成、釈尊」(九〇一頁)の開頭を根拠とする⁽⁴⁾。この久成釈尊の因位

樂が『釈籤』に於て「不下以三余教為種」⁽²⁾とて純門の法華經のみに仏種を認めたことに関連している。聖人は『觀心本尊抄』に「一念三千、仏種」(七一一頁)を提起されているが、その前提に無量義經と普賢經の文を引き、仏父經母の譬によせて權教を「民種」と規定し、これに対し法華經を「王種」と規定して國王を父とする父種の相続を重視されている⁽³⁾。國王とは仏である。つまり、王種・父種・仏種は同一概念であり、この種を正統に相続するところに王子・仏子の資格が得られるのである。一般的表現をすれば父子の血脉(種姓)的關係が看取でき、そして、法華經が父子關係をもつて仏と衆生とを譬えるのは法華經に仏種が存することにほかならぬからである。

また、法華經は過去仏に言及することと、仏・菩薩の過去世の本縁・本事を説くことが多い。序品・化城品・寿量品・不輕品には釈尊の過去世における教化活動が説かれている。寿量品には灯明仏・大通仏を垂迹示現における迹仏であると発迹顯本し、大日・弥陀等の一切の諸仏を釈尊の分身・眷属として能統一している。これは釈尊の過去の常住性に基づくもので「本門久成、釈尊」(九〇一頁)の開頭を根拠とする⁽⁴⁾。この久成釈尊の因位

二

以上のことを踏えながら親徳の概念について調べてみたい。この手掛りとして天台・妙樂が「父子義」を述べた根底には、釈尊との下種・結縁が理由となっていることに求めたい。

まず、聖人は『一代五時圖』に今此三界の偈文を挙げ、親に対する子、即ち「其中衆生悉是吾子」の子に「結縁子」(一二三三九頁)と注記されていることを指摘したい。次に、『法華取要抄』の「三五二法」における因位果位論のなかで、迹門「三」の釈尊の因位を挙げ

釈尊因位既三千塵劫已來、娑婆世界一切衆生結縁
大士也(八一二頁)
と、此土有縁の教主が釈尊一仏に限定されるのは一切衆

生との結縁的関係を所有するところにあると述べている。そして、釈迦有縁・弥陀無縁の論拠を天台・妙楽の「父子義」の文を引いて釈成していることに注意したい。即ち

天台云、西方仏別縁異。故子父義不_レ成等云云。妙楽云、弥陀・釈迦二仏既殊。況宿昔縁別化道不_レ同。

結縁如_レ生成熟如_レ養。生養縁異父子不_レ成等云云（八一二頁）

とて、聖人はこの生・養の因縁が異なることを根拠に弥陀無縁という基本的論理性を主張されたことが窺われる。逆に生・養の因縁をもつからこそ釈尊は有縁の仏であり、それを父子関係にて受容されたといえる。この生・養の因縁とは一大事の本因縁であり三益論を示すものである。『文句記』によれば生とは下種益、養とは熟益を意味し、第一教相（化道始終）が基盤となっている。つまり、天台・妙楽が述べた父子の関係には結縁が媒介となっているのであり、結縁如生という概念には下種論が存するのである。換言すれば、法華經説法を機会に聴衆は釈尊との初発心の出会いがあった。この聞法・発心が結縁・下種という表現に象徴され、それを父子関係にて説明されたのである。ここに理解できることは、父

子の意味には下種・結縁の理由が存し、この確認をもとに聖人は釈尊に親徳性を見られたということである。換言すれば、妙楽が生・養の譬喩をもつて釈尊との結縁關係を述べたことを聖人は直接的に継承し、この受容のうちに釈尊は我等が親父であると述べられたと思われるのである。

このように釈尊一仏によつて下種・脱益がなされるという一貫的約束を重視されたことは、三益論を基盤とした釈尊の「三」における因位果位論に明確である。また、爾前教にて得道をした不待法華・教外得道の機根を法華の得道と転換して規定された論拠にみることができる。即ち、『曾谷入道殿許御書』に

彼等衆者以_レ時論之其經似_ニ得道以_レ実勘之三五下種輩也（八九六頁）

と述べているように、三益論を重視し、特に過去における釈尊との関係、即ち「三五下種」に注目され、ここを根拠に法華の得道が許容されたことを指摘できるのである。

三

それでは、聖人が法華得道（七七七頁）の証拠とした三五の下種について考えてみたい。

「三五下種」という表記は『曾谷入道殿許御書』にあり、『觀心本尊抄』には「三五遠化」（七一一頁）とあるが以上の用例は少なく、管見の限りでは両者ともに一ヶ所のみである。一般的には「三五の塵点」を、ふる・

経る・おくる・と表記されることが多く、三五の塵点劫を経歷してきた退大取小の自己が現在にいるという誘法意識に重点を置かれている（5）。また、「三五下種」とは『觀心本尊抄』に「大通久遠下種」（七〇六頁）と

あるように大通と久遠の二つの下種を意味するのであるが、この用例も少なく「三」と「五」という漢数字をもつて概念を表記する以外、成句化されるときには普通久遠下種を先にして大通下種を後に連記されている。そして、注目すべきことは久遠に対しても下種、大通に対してもは結縁と、久遠下種・大通結縊と表記されることが特徴として指摘できる。

天台は化城品を依拠として第二教相を立論し三益論を述べている。『法華文句』には三通りの下種と、この下種

による三益の展開を四通りに区分した四種三段が説かれている。（6）妙楽の『文句記』の扶釈とを並記すれば（7）

A衆生久遠蒙_ニ仏善巧_ニ令_ニ種_ニ仏道因縁_ニ中間相值更以_ニ異方便_ニ助_ニ顯第一義_ニ而成_ニ熟之_ニ今日雨華動地以_ニ如

來滅度_ニ而滅三度之_ニ

A'初第一節雖_ニ脫在_ニ現具騰_ニ本種_ニ。故名_ニ本眷屬_ニ。今

不_レ云_ニ是本_ニ者以_ニ同_ニ今始脫_ニ故也。（中略）初

一節本因果種、果後方熟王城乃脱

B復次久遠為_レ種過去為_レ熟近世為_レ脱。地涌等是也

者_ニ故知地涌云_ニ本眷屬_ニ者。乃是本種近世始脱既弥

勒不_レ識非_ニ極近_ニ也

C復次中間為_レ種四味為_レ熟王城為_レ脱。今之開示悟入

者是也

C'次中間種昔教熟今日脱

D復次今世為_レ種次世為_レ熟後世為_レ脱未來得度者是也

D'次復次下今日種未來熟未脫

とあり、A・Bは共に久遠下種、Cは大通下種、Dは在

世下種である。三益論に視点をあてれば、Aは本門三益、

Bは地涌三益、Cは迹門三益、Dは在世三益あるいは滅後三益といわれる（8）。

このように三種下種・四種三益の展開を述べており、

特に注目されることはAとBの久遠下種の項で天台が「久遠為種」と述べた文を妙楽は「本因果種」あるいは「本因本果」（『正藏』三四四卷一五七頁a）と扶釈し

たことである。聖人が「本因本果の法門」（五五二頁）を開陳して、仏界と九界の無始の因果を述べたこと、また、釈尊の因果の功德は妙法五字に具足すると述べたこと、また、『觀心本尊抄』の受持讓与段（七一一页）、更に、釈尊の因位果位を三益論を背景に論及された「三五二法」

（八一一頁）に関連性があるからである。しかし、天台の因果論が迹面本裏をもとに説明したものであるとすれば、聖人の因果論は本門の開闢的立場から受容されたものといえる。聖人が第三の法門（師弟俱久遠）に立脚して本門久遠の釈尊と我等との根源的関係を追求し、この関係を大通下種に置かず寿量品「五」の久遠下種に求められた所に窺うことができる。換言すれば、天台の下種論が迹門「三」の大通下種を基点として展開されるのに対し、聖人の根本的下種論は本門「五」の久遠下種論を基点に展開されているという比較ができるのである。

この論理性は発迹顯本を契機に開闢された久成釈尊の因位果位にある。この久成釈尊の因位果位は遠因遠果であるとして始成釈尊の「三」の化導を近因近果と規定するものである⁽⁹⁾。つまり、聖人の三益論は寿量品「五」の概念に久遠下種益をみられ、迹門「三」の概念は熟益として大通結縁とみられたのである。ここに『觀心本尊抄』に

抄に

以三久種為三下種、大通・前四味・迹門為熟、至本門「令」登等妙。（七一五頁）

と述べられた久遠下種・大通結縁（熟益）という縦線的な三益論をみるとることができる。

上述した教外得道は、この「三五下種」に着眼することにより法華得道と許容されるのであるが、釈尊からは下種であり衆生に於ては植種である⁽¹⁰⁾。つまり、普遍的な仏陀の救済に対し、釈尊の教化に隨順して仏種を心田に下すことができたかという、仏種の存否が問題となる衆生の信行論が存するのである。この仏種とは聖人については「一念三千仏種」であり、過去に下種された純円の種あるいは本種とか久種を規定する仏種とは久成釈尊の本因本果に成就した法体と同一のものである。所謂、妙法五字に外ならない。妙樂が「久遠為種」を「本因果種」と扶釈したことは本門の立場からみると始めて究明できるのである。そして、聖人が法華得道を許容する釈成に天台の先の四種三益のうちAの本門三益である「衆生久遠云々」の文と、妙樂のA「雖脫在現具騰本種」の文を引用されたことは三五下種のうちに「五」の久遠下種に視点をあてるものである。また、この經証を大

通下種の化城品を引かずして涌出品の略開近顯遠の文を挙げていることは本門の立場から久遠の下種を解釈されたものといえるのである。しかも、この經証はBの地涌三益を示すものであり、下種は本因果種の久遠下種、脱益は近世であるが、Bにみられるように弥勒不識の極近の脱益ではない。つまり、聖人は「五」の譬説に妙覺果満の無始の古仏という本果をみられたように、釈尊の本因的教済性も無始久遠いらしいものであることを本門の久遠下種にみられ、地涌三益の師弟久遠觀を現実的認識として助証されたのである。

ただし、天台と聖人の三五下種觀の相違は大通と久遠のどちらを基点にするかということであるが、天台に於ても久遠下種を本因として言及されることがある。(11)。

本因妙者本初發三菩提心二行三菩薩道所修因也。若

十六王子在大通之時弘經結縁皆是中間所作非三本因一也。(中略)文云我以仏眼觀彼久遠猶若今也。唯仏能知此久遠皆是迹因非三本因一也。(12)とあるように、大通下種は中間の所作であって本因ではないと述べてゐる。しかも大通は迹因における結縁といわれているのである。この本因とは久遠下種をさすこと

は、寿量品の「我本行菩薩道(時)所成壽命今猶未尽」を本因妙の文証とする所に明確である。

ここで問題となるのが仏種と仏性の関係である。聖人は仏性よりも仏種について積極的に言及されることが多い。(13)。また、三因仏性については法華經以外の大乗經は理仏性としての正因仏性は存するが了因・縁因仏性は欠亡しているため仏因とはなり難く仏種子と定めることはできないと述べ、法華經自体には三因仏性が本有として存在すると述べている。(14)。

天台は本有性徳の三因仏性を立てながらも一性二修をもつて説明されることがある。つまり、正因仏性は本来、衆生に理具し性具するという立場から縁因・了因の修成を説くものである。この場合、理性としての正因は大通下種という縁因・了因を伴つて仏種を發得するものである。つまり、大通下種を縁・了に配当して三因仏性を完成させようとするものである。なぜなら、『法華文句』寿量品釈の段に、菩薩の子に正因仏子・縁因仏子・了因仏子の三子があると述べ、正因仏子は性徳三因を所有した因仏子も三因仏性を具足するが、縁因仏子は大通結縁を契機に三因具足の仏子となると述べているからである。即ち

二者就「昔結縁為二仏子」。如十六王子覆講法華時聞法者上。亦生「微解即成三了因性」。昔微能修行為「縁因性」。正性為「本」。此三因並屬「縁因資發」。今日一實之解故以「昔日結縁為縁因仏子」。⁽¹⁸⁾ と述べられるところに窺われる。換言すれば久遠下種の仏種は性乘不二・性乘兼具のものであるが、發心修行のない衆生は性種としての仏性のみが内在するとみられ、

この性種を開発することを乗種としての大通下種に求めたものと思う。故に、この乗種は久種と同一である本因果を具足した仏種でなければならない。聖人の下種論に於ても「久成法」（七十六頁）を繼承するもので、この本因果を具足する仏種を妙法五字に限定し、爾前・述門は久遠実成を覆相するから眞実の仏因とはなり得ないと規定されたのである。⁽¹⁶⁾。

このように天台が大通下種を基点とし、ここに法華經の超勝原理を指摘されたことは、釈尊の化導の一貫的根拠を見出すことであり、純圓の乗種に視点をあてたことに外ならないと思う。⁽¹⁷⁾。化城品は「理性相闘任運是子」という理仏性の立場から結縁の意義を説いたものである。つまり、大通下種は聞法・發心という乗種の具体的な活動が明確であり、釈尊一仏の化導であるところに種熟

脱の三益論が教判として秩序づけられる根拠となつたのである。そして、聖人の下種論の概念は、大通下種を基点とした天台の第二教相を繼承するものであり、しかも性種の本有といふことよりも乗種の護得に重点を置かれて發展するところに末法下種論が存するのである。⁽¹⁸⁾。

四

さて、聖人が末法下種を主張された根拠に不輕品の内容があり、本末有善といふ機根論が存することは周知のとおりである。この本末有善といふ成句を聖人はどのように理解されていたかを少しく調べてみたい。

本末有善の出典は『法華文句』の不輕品釈にある。即ち、

問釈迦出世躊躇不^レ説。常不輕一見造次而言何也。
答本已有善釈迦以^レ小而將^レ護之。本末有善不輕以^レ大而強毒之。⁽¹⁹⁾

とあるように、釈尊は四十余年の間、方便權經を説き調機養熟の後に始めて法華經を説いたのに對し、不輕は方便の施教をせず直ちに法華經を説いているが、この両者の化導の相違は奈辺にあるのかという理由を本已有善と本末有善の語句によって説明されたものである。従つて

この相違は「善」が有るのか無いのかという区別に規定されるものであるから「善」の解釈がポイントになる。古来、この「善」を法華經聞法と解釈し、法華經のみに仏種を認める立場から聞法下種を主張して本已有善の機根は既に仏種を具有するものであるとみなし、これに対しても本未有善は未下種・仏種を具有しない者と理解されてしまっている⁽²⁰⁾。この理由は不輕の折伏下種に根拠づけられるもので、妙楽が「因誘墮惡必因得益」⁽²¹⁾とて毒鼓の譬説をもつて逆縁成仏を説くところにある⁽²²⁾。

聖人もまた『曾谷入道殿許御書』に本已有善・本未有善の文を挙げ、本已有善に対する三五の下種を受けたものであるから仏種を具有するものと解釈して教外得道の理由を過去の法華聞法下種に認められている。これに對し本未有善の解釈は

今既入末法，在世結縁者漸々衰微權實一機皆悉尽。
彼不輕菩薩出^ニ現於末世，令^レ擊^ニ毒鼓^ニ之時也。
略以^ニ題目之五字^ニ可^レ為^ニ下種^ニ之由來不^レ知歟^(八)
九七頁)

とあるように、末法の衆生は釈尊在世の結縁が微衰し結果的に仏種を持たない者が出現する時であるから不輕菩薩の行軌のごとく今生に仏種を植えなければならないと

みられている。この叙述からすると「善」とは仏種と同義語であり、先の法華聞法の解釈も仏種が主体となることが理解でき、仏種を具有するか否かの視点に立って本已有善と本未有善の判別がなされたものと窺うことができる。つまり、本未有善とは末代の衆生を仏種を持たない者と定め、又、仏種を植えようともしない幼稚の者であるから毒鼓の折伏下種を与えて仏種を植えなければならぬと解釈するのが遺文の通格になつてゐる。

しかし、ここで問題となるのは本稿の冒頭に提起した『法華取要抄』の次の叙述である。

此土我等衆生五百塵点劫已來教主釈尊愛子也。依^ニ不孝失^ニ子^ニ今雖^ニ不^ニ覺知^ニ不^レ可^レ似^ニ他方衆生^ニ。有^ニ縁仏^ニ結縁衆生^ニ譬如^ニ天月浮^ニ清水^ニ

と述べられた文である。上述したように釈尊の主師親三德具足觀のうち親德とは父種に優位を置くものであり、この釈尊を父親とし、妙法五字の仏種を媒介として下種・結縁がなされるところに衆生との父子關係をみられたものである。この理由は天台・妙楽が述べた「父子義」、特に妙楽が「結縁如^レ生成熟如^レ養。生養縁異父子不^レ成」と述べた生養の因縁によるところで、聖人はこの文を釈成として釈尊に親德を認め、しかも末世衆生に於ても

「五」 いらい釈尊の愛子であり釈尊とは父子の関係にあるとみられ、この関係の存する根柢を結縁に求めて釈尊を有縁の仏と規定された叙述である。聖人は既に迹門「三」の因位に於ても釈尊は娑婆世界の一切衆生の結縁の大士であると結縁的関係を認識している⁽²³⁾。そして、本門の久遠実成論が開顯されたことを契機に第三の法門に立脚して此土の我等は五百塵点劫いらい妙覺果満の釈尊の愛子であり釈尊の救濟の御手にあると述べている。釈尊は我等からみると有縁の仏であり、釈尊からすれば我等は結縁の衆生である。聖人はここに釈尊の親徳性を啓示されたわけであるが、このように理解する前提には釈尊と我等との間になんらかの交渉が成立されなければならない。それは久遠下種に認識されたものではなかろうか。

もし、本未有善の機根を釈尊とは全く無縁の衆生であると解釈すると、弥陀等の諸仏の因位果位と釈尊の因位果位を比較して釈尊の此土有縁的長久性を超勝の論拠として明確にし、釈尊の化導を重視されたことの意義が希薄になる。また、『法華取要抄』に結縁を媒介とした有縁の仏と衆生であるという叙述はなされないはずである。更に、不輕品の説示に於て威音王仏のとき過去に下種・

結縁がなかったかといえば、不輕品にては二万億の威音王仏が應現され、不輕菩薩が出現したのは最初の威音王仏が滅度して後の像法の末にあたる。不輕菩薩が命終に臨んで、

於三虛空中一具聞三威音王仏先所説法華經二十千万億
偈一

とあることからすると、威音王仏は既に不輕出現の前に衆生と結縁関係を成立させていたということになる。

ここに指摘できることは、元來、末世衆生にあつても久遠下種を被つた者であるという受容が聖人の思想のかに存するということである。そして、不輕の行軌は仏性礼拝であるが、その毒鼓逆縁を末法に於ては折伏下種と同格であると聖人は受容されたのである⁽²⁴⁾。聖人が不輕の毒鼓結縁に注目したことに明らかのように、折伏下種を主張する背景には正法滅尽という末法意識が主体であり、そして、時が規定するところの機根の認識は誘法の者が主体になっている、末世の衆生が「不孝誘法者」(九〇〇頁)と規定されることとは、過去に釈尊の教化を受けながらも釈尊に違背することによって誘法の罪を作つてしまつたからである。換言すれば、過去に釈尊との間に何等かの交渉があつたことを意味し、我等が誘機と

規定された根拠には過去に誘法の咎が存することを意味するのである(25)。聖人が知教と共に知罪を認識された

ことに注意しなければならない。聖人の誘法意識は我等の罪認識として把握すべきものである。それは、『開目抄』等に於て三五の塵点を経験したという誘法觀に求め

ることができる(26)。三五を経験した原因は釈尊に違背するところにある。具体的には惡知識に値い退大取小し畜種を植えたからである。つまり、法華不信が即ち誘法の原因なのである。そして、これらが寿量品に説かれるところの毒氣深入して本心を失なった末世の我等であると規定されてくるのである(27)。

寿量品に説かれた失本心の子が末世の衆生をさすといふことは重要な意義をもっている。なぜなら、釈尊と我等との久遠來の關係を明かすことになり、本化上行の立場から末世衆生を本未有善と規定して折伏下種することの必然性を窺うことができるからである。

それでは、寿量品の世界に少しく參入してみよう。まづ最初に指摘しておきたいことは、本門寿量品の法門は末法を正意とするもので、従つて末世の衆生が正機であると聖人は受容されていることである(28)。そして、その經証を良医治子の譬説にみられている。即ち、『法華

取要抄』に 端的に

寿量品云、是好良藥今留在此等云々。文心者上似レ

說「過去事一樣以『此文一案レ之以『滅後一為レ本（八一

四頁）

と述べられたことは、寿量品の法門は末法に視点があつられたものであると受容されたことを示す。そして、『觀心本尊抄』に

寿量品云今留在此（中略）末法始為ニ如レ予者ニ也。

云ニ然於病者ニ指ニ滅後法華經誘者ニ也。今留在此者指ニ於此好色香味而謂不美者也（七一九頁）

と述べられたことは、末法という時が指定するところの法華誘説の誘機を予告するものである(29)。この予告された誘機とは寿量品によれば毒氣深入の失本心の衆生に外ならない。釈尊は同じく久遠下種を被つたのにも拘らず本心を失なっている衆生の為に良藥を留め置かれたと説いている。聖人はこの文を承けて

此等大惡輩何以『秘術一扶一救之』。大覺世尊以『仏眼一鑒ニ知於末法為レ令レ對ニ治此逆誘一罪一留ニ置於一大秘法』（九〇〇頁）

とて、末世の五逆誘法を救済する良藥を一大秘法と表現

されている。また、寿量品の良医治子の譬説をうけて

今遣使還告地涌也。是好良藥寿量品肝要名体宗用教

南無妙法蓮華經是也（七一七頁）

とて、末法における弘通の人と法とを寿量品の良医治子の譬説に見い出し、寿量品の法門は末法正意であること

を開陳されたのである。更に、遣使還告とて末法に弘経を付属された仏勅使を本化地涌にみられ、地涌の最上首である上行菩薩とは聖人自身であると自覚されたことは、寿量品の世界がそのまま末法に未來記として反映されたことに外ならない。末法という時と地涌の出現という現実性は、被救済者である所対の機を必然的に毒氣深入の失本心の衆生と規定するものであるから、寿量品に説かれた失本心の子とは末世の我等を指摘するものである。

故に、聖人は失本心の子を不孝謗法の子と解釈し、『法華取要抄』に於て末世の我等は五百塵点劫より以来、釈尊とは有縁の関係であり、結縁を媒介とした父子関係にあるも不信謗法の不孝の失を深くして、これがために久成釈尊との久遠以来の結縁的関係を今に覺知できないものが現状であると述べたものと思われる所以である。この状態とは三五の塵点を経験していることであり、三

五の遠化を忘失していることである。三五経歴とは末世衆生が久遠の過去に本仏の救済下種を受けていたながら、それを忘失して永劫流転してきた遍歴をさし、三五忘失とは我等の法華不信を因とした根本的謗法觀をさすものである。

また、別の角度から本末有善の意味を追求すれば、聖人が注目した法華經の文に譬喩品の「若人不信謗此經則斷一切世間仏種」の文と、勸發品の「於如來滅後闍浮提内広令流布使不斷絶」の文がある。前者は法華不信こそが謗法の原因であり、不信謗法は直ちに断仏種になる」と説いたものである。後者は後五百歳とて末法に至ると邪智謗法の機根が充满し、結果的に正法が消滅せんとする惡世であるから、これを禁止して正法復帰を遺誠した文である。つまり、前者が予告されるゆえに後者が説かれることになったのである。そして、前者と後者とを収約するのが普賢經の「汝行三大乗二不斷三仏種」の文である。即ち、仏種の相続がポイントになつてゐる。聖人の末法下種觀に視点をあてると、末世の衆生とは法華不信の咎により仏種を喪失してしまつた者である。同時に正法滅尽の時もある。ここに法華經を断絶してはならないといふ使命が課せられ、仏種を獲得する行為が「汝行

大乗不斷仏（法）種」の文に促された末法下種論に連関すると思われる。

以上のことから知られることは、末世衆生も本来、久遠下種を被つた衆生であり釈尊からみれば悉是吾子とて仏子であることは違いない。しかし、これは仏の立場から見た解釈であつて本未有善とは衆生側の行為に解釈されなければならないと思う。つまり、本未有善とは譬喻品に指摘されたように法華不信および釈尊違背によって仏種を断絶した衆生をさすのであり⁽³⁰⁾、具体的には衆生が釈尊に直接的に働きかけて仏種を得発すべき行動がなかつたと解釈する信行論を主体に考察すべきことと思う。ゆえに『唱法華題目抄』には本未有善を釈して本と大の善根もなく今も法華經を信すべからず、なにとなくとも悪道に墮ぬべき故に、但押で説^二法華經^一令^レ謗^二之逆縁ともなせと会する文也（二〇四頁）とて、衆生側の信心のあり方と、発心修行の蓄積された善根の有無が問題となつてゐるのである。仏意からすれば決して未下種の者ではなく、その救濟を非視して本仏に対する報恩意識をもたず、また、釈尊を卑下し仏道修行に退転して三五の塵点を経歷してきた者が本未有善の衆生であると思う⁽³¹⁾。

聖人が「日蓮が法門は第三の法門也」（一五八九頁）と自覺され、『開目抄』⁽³²⁾および『法華取要抄』⁽³³⁾等に於て、寿量品を知らざれば久遠の仏・久遠の父を知らず、また、子の子たることを覚知できない不知恩・不孝の子であると述べた一連の叙述は、寿量品の世界に釈尊と我等の根源的有縁性、即ち父子関係が存する所以をみられたからであり、釈尊は「親父」「慈父」（八二三頁）であると親徳を標榜して帰敬された理由がここに存したものである。久遠下種とは換言すれば本門久成釈尊の一念三千の御内証⁽³⁴⁾に存するものと思う。

そして、五字の受持を媒介に過去の「種子謗法」（六一五頁）および未だ善因善行のない、所謂、仏種を断絶した本未有善の衆生を対象とした事一念三千の救濟論が開陳されたのである。『観心本尊抄』に「妙覺釈尊我等血肉也。因果功德非骨髓子」（七一二頁）と述べられた理由は、以上概観してきた久遠下種における結縁的父子関係を根拠に、法華經を受持・信行するところに顯現されるものと思う。

唱題は釈尊と我等を結ぶ唯一の行動であり、聖人は身命を以て教導なされたのである。我等に課せられたことは、釈尊に対する背反の罪を自覺し仏子としての責務を

行動をもつて実践するところにあるのではなかろうか。

註

- (1) 文中の漢数字は『定遺』の頁である。
(2) 『天全』一卷二一七頁
(3) 『秋元御書』一七三〇頁
(4) 『開目抄』五七六頁『法華取要抄』八一二頁
(5) 茂田井教尊稿「中世における日蓮教学の成立と展開」
（『中世法華仏教の展開』四〇頁）
(6) 『正藏』三十四卷一頁c
(7) 『正藏』三十四卷一五六頁c
(8) 田中智学講述『日蓮主義教学大觀』四卷一〇六四頁以下。
(9) 『觀心本尊抄』七一一页
(10) 『小乘大乘分別抄』七七六頁
(11) 『日蓮聖人遺文全集講義』（第十三卷三二頁）
(12) 『天全』四卷三八〇頁
(13) 浅井円道先生は「宗祖における観念論打破の思想」（『日蓮教学の諸問題』一五一頁以下）に真如遍在論と末法下種論について考察され、聖人遺文における仮性論と下種論の用例を抽出して比較検討されている。
『觀心本尊抄』七一一页
『正藏』三十四卷一三四頁b
『觀心本尊抄』七一四頁
- (17) 清水龍山著『日蓮聖人遺文全集講義』（第十三卷上一二四頁）。望月歛厚著『日蓮教学の研究』（八一一頁）。
浅井円道著『上古日本天台本門思想史』八頁
(18) 浅井円道著『宗祖における観念論打破の思想』（『日蓮教学の諸問題』一六六頁）
『正藏』三十四卷一四一頁a
『日蓮宗說本』一二四頁
(19) 『正藏』三十四卷三四九頁c
『頤仏未來記』七四〇頁
(20) 『法華取要抄』八一二頁
(21) 『開目抄』六〇六頁
(22) 『法華取要抄』八一二頁
(23) 『開目抄』六〇六頁
(24) 『法華取要抄』八一二頁
(25) 茂田井教尊著『觀心本尊抄研究序説』（一六三頁「謗法意識と下種の問題」）
『定遺』五五六頁
(26) 『守護國家論』一一〇頁
『觀心本尊抄』七一六頁
(27) 渡辺宝陽著『日蓮宗信行論の研究』一〇頁
『小乘大乘分別鈔』七六九頁以下。
『定遺』五七八頁
(28) 浅井円道前稿一六三頁
(29) 『定遺』八一二頁
(30) 『定遺』八一二頁
(31) 『定遺』八一二頁
(32) 『定遺』八一二頁
(33) 『定遺』八一二頁
(34) 『觀心本尊抄』七一五頁